

多文化共生サポーター登録・紹介制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、『多文化共生サポーター』（以下、「サポーター」という。）として登録した県民が国際交流・国際協力行事に参加し、県民レベルの国際交流を深めるとともに、本県に在住する外国籍住民及び本県を訪れる外国人に各種利便を提供することにより、国際間の相互理解・友好親善の促進と外国籍住民との共生社会の実現に資することを目的として、財団法人山口県国際交流協会（以下「協会」という。）が設置する「多文化共生サポーター登録・紹介制度」（以下、「サポーター制度」という。）に関し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「多文化共生サポーター」とは、地域社会に貢献するため次の各分野で自発的に、かつ、非営利に活動する者であって、その意志をもって協会に登録を申し込み、かつ、協会に登録された者（以下「登録者」という。）の総称をいう。

2 この要綱で「依頼者」とは、協会が登録者を紹介する相手方をいう。

(1) ホストファミリー

日本の家庭生活体験を通じて、日本人との交流を望んでいる外国人の宿泊（ホームステイ）または訪問（ホームビジット）を受け入れ、日本の文化、生活様式、習慣などを紹介するとともに、相互理解の促進を図る機会を提供する。

(2) 日本語支援

外国人の方を対象に話す・聞く・読む・書くなどの日本語指導を行う。原則として、個人レッスンでの活動とする。

(3) 翻訳・通訳

文書・書簡等の翻訳及び県内で行われる国際交流・協力イベント、会議、レセプションにおいて通訳を行う。また、外国籍住民に対し、公共サービスの場（医療、福祉、教育、司法）での通訳・翻訳補助を行う。

(4) 観光ガイド（グッドウィルガイド）

山口県内を訪れる外国人に対し、必要に応じて観光地の案内を行う。また、県内留学生とのバスツアー等において、観光案内を行う。

(登録者)

第3条 登録者は、サポーター制度の趣旨を理解した県内在住または県内に通勤・通学する満18歳以上で、次の要件に該当する者でなければならない。

(1) ホームステイの登録者は、家族全員の同意を得ていること。

(2) 日本語支援の登録者は、登録後最低1回は、協会が実施する「日本語ボランティア入門講座」を受講すること。但し、支援経験のある場合はこの限りではない。

(3) 翻訳・通訳の登録者は、英語については英検準1級（TOEIC730点）程度、その他の外国語については、日常会話に支障のない語学力を有していること。また、外国籍住民の場合には、日本語能力検定試験1級程度を有していること。

(4) 観光ガイド（グッドウィルガイド）登録者は、善意通訳の趣旨を理解しており、

日常会話程度の語学力を有すること。

(登録手続)

第4条 サポーターとして登録を申し込もうとする者は、別に定める申込書により協会へ申し込むものとする。

2 協会は、前項の申し込みを受けたときは、その内容を確認・審査の上、結果を登録申込書に通知するものとする。

3 登録は、複数の分野にわたって行うことができるものとする。

(登録期間)

第5条 サポーターの登録期間は、原則として2年（協会が登録を決定した日から翌々年の3月末日まで）とする。

(登録の抹消)

第6条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者本人から登録取消しの申し出があったとき
- (2) 登録者が県外に転出したとき
- (3) 登録者が死亡したとき
- (4) 連絡不能となったとき
- (5) その他登録者として不相当と認められる事実が発生したとき

(報酬及び費用の負担)

第7条 登録者は、原則として無報酬でサポーター活動を行うものとする。ただし、交通費及びその他の費用については、依頼者が負担するものとする。

(依頼者の要件)

第8条 登録者の紹介を依頼することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、協会が認めるものとする。

- (1) 国及び地方公共団体又はその外郭団体
- (2) 本県において営利を目的としない国際交流・国際協力事業に携わっている団体
- (3) その他協会が特に必要と認めるもの

(紹介の手続き等)

第9条 サポーターの紹介を受けようとする者は、別に定める申込書により、原則として、実施1ヶ月前までに協会へ申し込まなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

2 協会は、申込書を審査の上、登録者リストから該当分野の登録者の紹介をする。

3 依頼者は、原則として紹介された登録者と直接交渉をするものとする。

(活動の実績報告)

第10条 依頼者は、協会の調査に対しサポーター活動の実績報告を行うものとする。

(免責等)

第11条 協会は、依頼者が被った損害について一切その賠償の責を負わない。

2 依頼者は、事業実施に当たって依頼を承諾した登録者を「ボランティア保険」に加入させるものとする。

3 依頼者は、万一、登録者又は第三者がサポーター活動に伴って損害等を被った場合は、登録者又は第三者に対して誠意をもって解決にあたらなければならない。

(守秘義務)

第12条 登録サポーターは、その活動中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月15日から施行する。